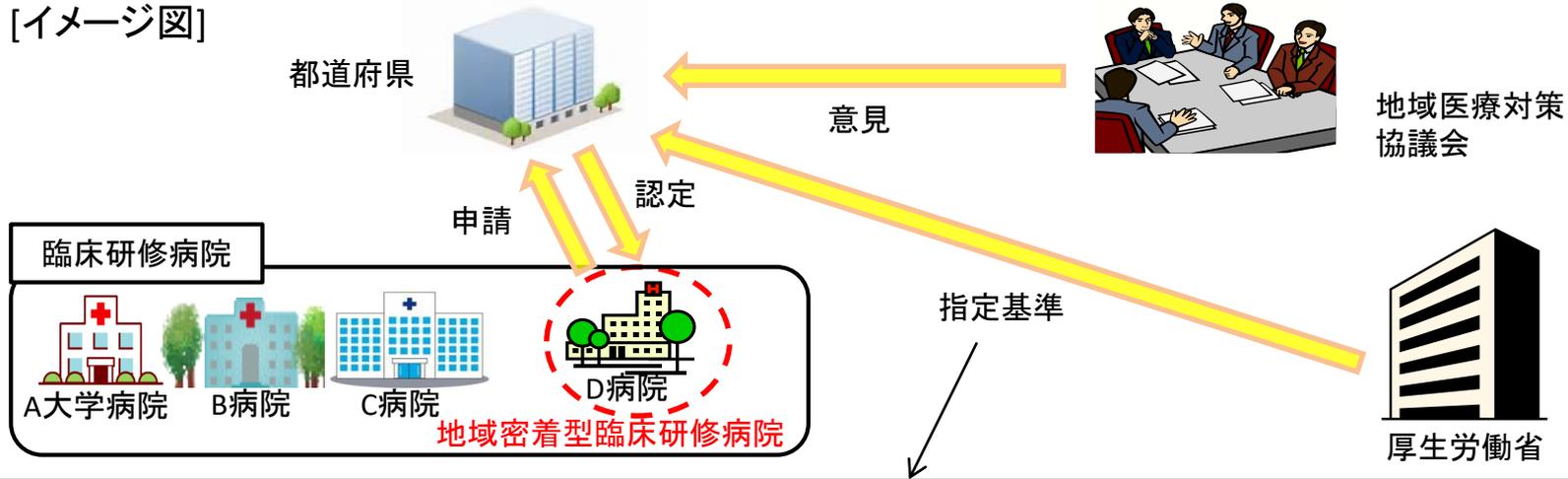
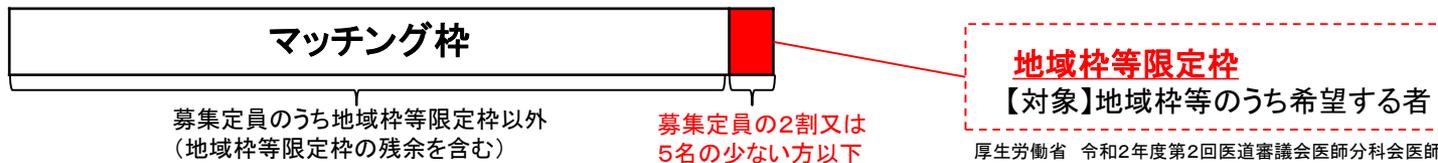


- 都市部と地域間の医師の偏在を解消し、地域の医療提供体制を確保するため、政府は平成30年7月に医療法等を改正し、都道府県が具体的な医師確保対策を協議する「地域医療対策協議会」を設置することや、これまで国が担っていた臨床研修病院の指定及び定員設定を行うなどの制度改正を実施。
- そういった中、地域枠等の学生とそれ以外の者が同時にマッチングを実施するため、**地域枠等の学生が従事要件が課せられた地域の希望病院にマッチできない可能性を解消するため、医師の臨床研修制度において、新たに「地域密着型臨床研修病院」制度が創設されたところであり、当該病院に認定された場合(認定:県)、医学生一般マッチング前に、地域枠等の限定選考※が可能となる。**
 ※「地域枠等の限定選考」: 当該都道府県に臨床研修期間中に従事要件等が課されている者をマッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に採用の決定を行うことができる制度。

[イメージ図]



- ・ 地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「**地域医療重点プログラム**」という。)を設けることができること。
- ・ **医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上**であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、**地域医療の実践について指導できる指導医が配置されること。**
- ・ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、**当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング前に行うことができること。(=地域枠等限定選考という。)**
- ・ 当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、**当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件が課されている者の2割以内**とすること。
(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成31年3月29日医政発0329第23号)関係部分より)



医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について※地域密着型臨床研修病院の関係部分

5 臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること。

(キ) 都道府県知事が次の手続きを行うことを条件に認定した基幹型臨床研修病院(以下「地域密着型臨床研修病院」という。)は、地域医療に従事することを重視する研修医を対象とした研修プログラム(以下「地域医療重点プログラム」という。)を設けることができること。

- ① 地域密着型臨床研修病院の認定を希望する基幹型臨床研修病院の開設者は、地域医療重点プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、申請書を当該病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
- ② 申請書には、当該病院の地域医療重点プログラムを添付すること。
- ③ **都道府県知事は、①(「地域医療重点プログラム」)の申請が適当であると認める場合、当該プログラムの研修を開始しようとする年度の前々年度末までに地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、当該病院を地域密着型臨床研修病院として認定すること。** **⇒令和4年度からの適用に向け、今年度末までに認定する必要**
- ④ ③の認定に当たっては、当該病院の研修体制が充実していること認められること、医師少数区域における地域医療の研修期間が12週以上であり、臨床研修修了後も総合的な診療の研修が受けられる体制であること、地域医療の実践について指導できる指導医が配置され、勤務体制上指導時間を十分に確保できること等が満たされていることを確認すること。
- ⑤ 地域医療重点プログラムの研修医の募集及び採用の決定は、後述するスに関わらず、当該病院の募集定員の2割又は5名の少ない方の定員分は、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、医師臨床研修マッチング協議会が実施する医師臨床研修マッチング(以下「医師臨床研修マッチング」という。)前に行うこと(以下「地域枠等限定選考」という。)ができること。
- ⑥ ⑤の当該都道府県内の地域枠等限定選考できる募集定員の合計は、当該都道府県において臨床研修中に従事要件等が課されている者の2割以内とすること。
- ⑦ 都道府県知事は、認定した地域密着型臨床研修病院が、前述④の基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができること。
- ⑧ 都道府県知事は、地域密着型臨床研修病院を認定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を厚生労働大臣に情報提供すること。

山形県の地域枠等限定選考の募集定員設定上限

- ・ 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(厚生労働省医政局長通知)」記の第2の5臨床研修病院の指定の基準(1)ア(キ)に基づき、**県において臨床研修期間中に従事要件が課されている者の2割以内**
- ➔ **山形県医師修学資金の貸与者は例年20名前後となるため、山形県の上限は「4名」を基本とする予定。**
(医学部5年生の修学資金貸与状況 20名×0.2=4名)
- ➔ 該当者のうち、**地域枠等限定選考を希望する者を対象**とする。

地域密着型臨床研修病院の認定を希望する病院

- ・ 令和2年8月11日付け医政第435号健康福祉部長通知「地域密着型臨床研修病院について」において、特に医師のキャリア形成の観点から、専門研修プログラムを有し、かつ、県修学資金貸与医師が県内での従事義務が課されている観点から、医師少数区域等での勤務を支援可能である病院を想定のうえ、県内の基幹型臨床研修病院を対象に地域密着型臨床研修病院の認定に係る意向調査を実施したところ、**次の6病院から地域密着型臨床研修病院の認定を希望する意向が示された。**現在、上記医政局長通知に基づき、10月末までの地域医療重点プログラムを添付した申請書類の提出を各病院に依頼している状況。

【村山】 山形大学医学部附属病院、山形県立中央病院
済生会山形済生病院

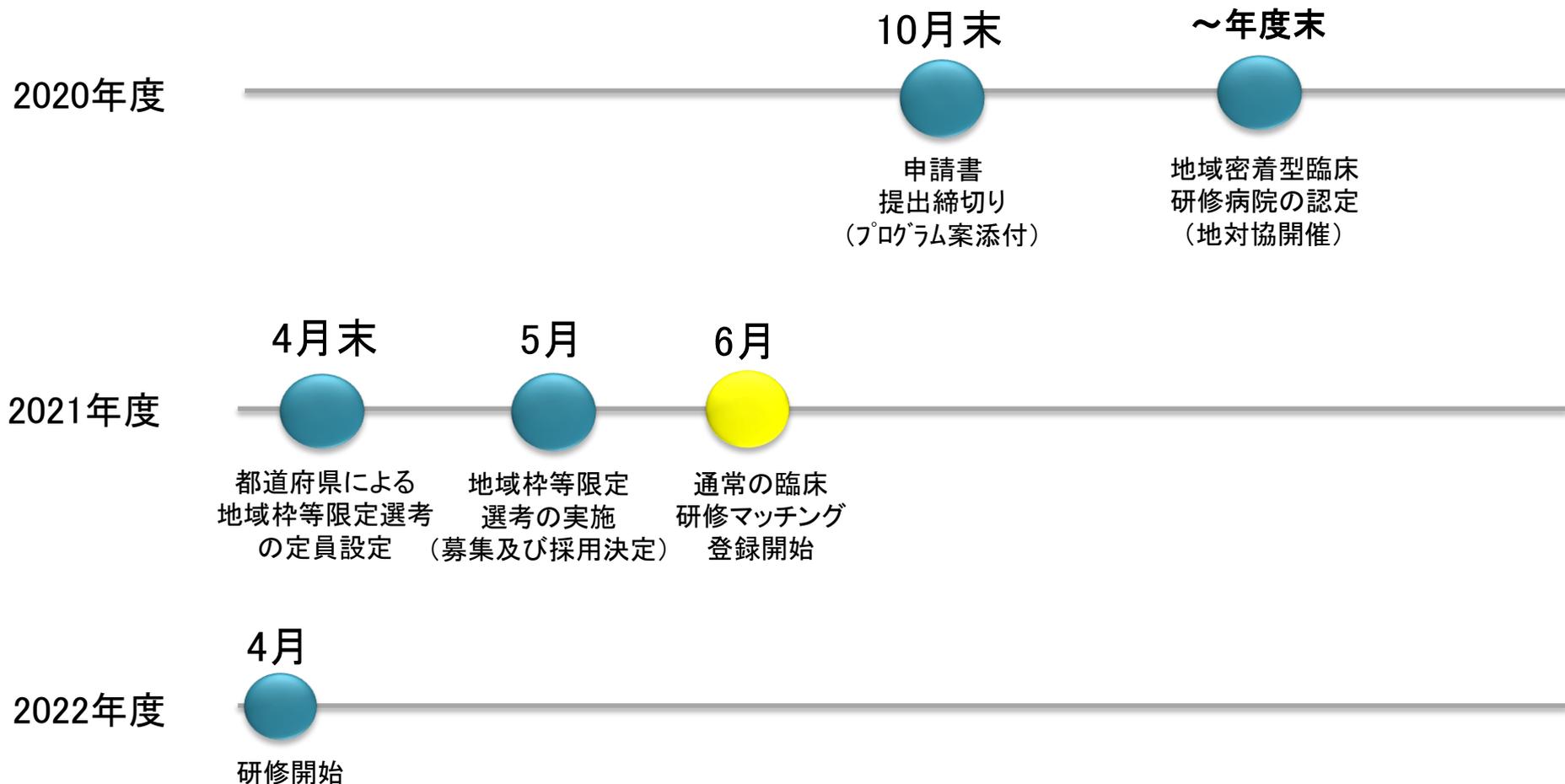
【最上】 山形県立新庄病院

【置賜】 公立置賜総合病院

【庄内】 日本海総合病院

対応方針(案)について

- 本年度に医師確保計画を定め、その目標達成に向け、地域医療対策協議会での協議等を通じ、医師が不足する地域や診療科の医師確保対策に主体的に取り組むこととしている中、学生段階から地域医療に従事する意思を有する医学生を「地域密着型臨床研修病院」制度により早期に確保することは、県内の医師確保対策全体にとって有益。
- 各地域での医師の確保・定着の観点から制度設計の検討を進め、次回の地域医療対策協議会において、「地域密着型臨床研修病院」の認定案等を示し、御協議をいただく予定。
(令和3年度から認定病院で地域枠等限定選考の募集を開始し、令和4年度から地域医療重点プログラムでの研修を開始するスケジュール。)



 地域枠等限定選考に関するスケジュール